

提供日 2024/12/27
タイトル 令和5年度高齢者虐待防止法に基づく調査結果（本県版）
担当 健康福祉部 福祉長寿局福祉長寿政策課
連絡先 福祉長寿政策班
TEL 054-221-2442



令和5年度高齢者虐待防止法に基づく調査結果（本県版）を公表します。

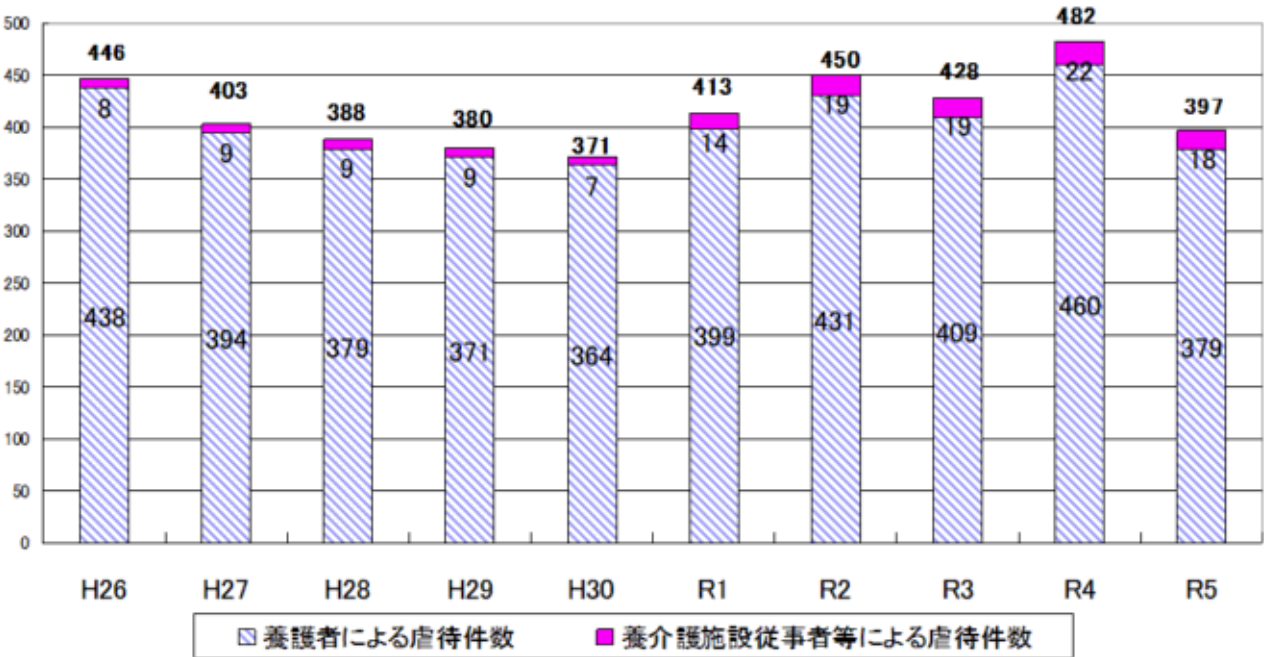
厚生労働省が、全国の市区町村を対象に行った令和5年度の高齢者虐待に関する調査のうち、県内市町の状況がまとまりましたので公表します。

- 1 概要
- ・相談・通報件数のうち、虐待と判断された件数は397件で、前年度に比べ85件（17.6%）減少した。
 - ・養介護施設従事者等による虐待件数は18件で、前年度に比べて4件減少した。
 - ・養護者による虐待件数は379件で、前年度に比べて81件減少した。

		養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの		合 計	
		相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
本 県	R5年度	55件	18件	874件	379件	929件	397件
	R4年度	62件	22件	944件	460件	1,006件	482件
	増減	△7件	△4件	△70件	△81件	△77件	△85件
	(増減率)	(△11.3%)	(△18.2%)	(△7.4%)	(△17.6%)	(△7.7%)	(△17.6%)
全 国	R5年度	3,441件	1,123件	40,386件	17,100件	43,827件	18,223件
	R4年度	2,795件	856件	38,291件	16,669件	41,086件	17,525件
	増減	646件	267件	2,095件	431件	2,741件	698件
	(増減率)	(23.1%)	(31.2%)	(5.5%)	(2.6%)	(6.7%)	(4.0%)

「施設従事者等」… 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
「養 護 者」… 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

図 本県の虐待判断件数の推移



区分		R元		R2		R3		R4		R5	
		施設	養護	施設	養護	施設	養護	施設	養護	施設	養護
高齢者人口 100万人当 たりの虐待 件数	静岡県 (順位)	12.9件 (15位)	367件 (17位)	17.3件 (30位)	393件 (21位)	17.2件 (29位)	371件 (21位)	19.9件 (22位)	417件 (25位)	16.3件 (8位)	343件 (14位)
	全国	18.1件	477件	16.6件	483件	20.6件	457件	23.9件	465件	31.3件	476件

※順位は高齢者人口100万人当たりの虐待件数を少ない順に並べた場合のもの

2 養介護施設従事者等による虐待事例

(1) 相談・通報者内訳

前年度同様、「当該施設職員」の人数が最も多く、構成比では「施設・事業所の管理者」「家族・親族」が増加し、全体数は減少している。

区分	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含む)	介護支援専門員	介護相談員
R5年度	1人 (1.6%)	9人 (14.5%)	16人 (25.8%)	2人 (3.2%)	13人 (21.0%)	1人 (1.6%)	0人 (-%)	0人 (-%)
R4年度	0人 (-%)	6人 (9.2%)	22人 (33.8%)	4人 (6.2%)	5人 (7.7%)	1人 (1.5%)	3人 (4.6%)	0人 (-%)

区分	地域包括支援センター職員	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含む)	合計
R5年度	2人 (3.2%)	2人 (3.2%)	0人 (-%)	8人 (12.9%)	8人 (12.9%)	62人 (100.0%)
R4年度	4人 (6.2%)	2人 (3.1%)	0人 (-%)	7人 (10.8%)	11人 (16.9%)	65人 (100.0%)

注1) カッコ内は、構成割合(%)

注2) 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数と一致しない。

(2) 虐待の種別

前年度同様、「身体的虐待」の人数が最も多く、「身体的虐待」及び「心理的虐待」が前年度に比べて増加し、全体数は増加している。

種 別	R4年度	R5年度	増 減
身体的虐待	15人	22人	+7人(+46.7%)
介護・世話の放棄、放任	4人	2人	△2人(△50.0%)
心理的虐待	8人	9人	+1人(+12.5%)
性的虐待	2人	0人	△2人(-%)
経済的虐待	0人	0人	-(-%)
合 計	29人	33人	+4人(+13.8%)

注1) 人数は被虐待者数。カッコ内は、対前年度比(%)

注2) 複数回答も含まれているため、合計の人数は被虐待者の総数と一致しない。

(3) 虐待者の職種

前年度同様、「介護職員」の人数が最も多く、「介護職員」及び「不明」が前年度に比べて増加し、全体数は増加している。

続 柄	R4年度	R5年度	増 減
介護職員	20人	28人	+8人(+40.0%)
看護職	0人	0人	-(-%)
管理職	1人	0人	△1人(-%)
施設長	1人	0人	△1人(-%)
経営者・開設者	0人	0人	-(-%)
その他	0人	0人	-(-%)
不明	0人	7人	+7人(+%)
合 計	22人	35人	+13人(+59.1%)

注1) カッコ内は、対前年度比(%)

注2) 複数回答も含まれているため、合計の人数は被虐待者の総数と一致しない。

3 養護者による虐待事例

(1) 相談・通報者内訳

前年度同様、「介護支援専門員」の人数が最も多く、構成比では「介護支援専門員」や「近隣住民・知人」「虐待者自身」等が増加し、全体数は減少している。

区分	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身
R5年度	331人 (33.7%)	75人 (7.6%)	47人 (4.8%)	29人 (3.0%)	15人 (1.5%)	51人 (5.2%)	74人 (7.5%)	18人 (1.8%)
R4年度	356人 (32.5%)	116人 (10.6%)	45人 (4.1%)	19人 (1.7%)	24人 (2.2%)	53人 (4.8%)	81人 (7.4%)	14人 (1.3%)

区分	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名含む)	合計
R5年度	48人 (4.9%)	169人 (17.2%)	124人 (12.6%)	0人 (-)	981人 (100.0%)
R4年度	60人 (5.5%)	200人 (18.3%)	127人 (11.6%)	0人 (-)	1,095人 (100.0%)

注1) カッコ内は、構成割合(%)

注2) 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数と一致しない。

(2) 虐待の種別

前年度同様、「身体的虐待」の人数が最も多く、該当のなかった「性的虐待」を除いたいずれの種別も減少し、全体数は減少している。

種別	R4年度	R5年度	増減
身体的虐待	296人	252人	△44人(△14.9%)
介護・世話の放棄、放任	132人	94人	△38人(△28.8%)
心理的虐待	164人	116人	△48人(△29.3%)
性的虐待	0人	0人	－(－)
経済的虐待	67人	54人	△13人(△19.4%)
合計	659人	516人	△143人(△21.7%)

注1) カッコ内は、対前年度比(%)

注2) 複数回答も含まれているため、合計の人数は被虐待者の総数と一致しない。

(3) 虐待者の続柄

前年度同様、「息子」からの虐待が最も多いが、増加率では「妻」のみが微増し、全体数は減少している。

続柄	R4年度	R5年度	増減
夫	107人	77人	△30人(△28.0%)
妻	30人	31人	+1人(+3.3%)
息子	215人	182人	△33人(△15.3%)
娘	88人	77人	△11人(△12.5%)
息子・娘の配偶者	25人	19人	△6人(△24.0%)
孫	15人	9人	△6人(△40.0%)
その他	25人	19人	△6人(△24.0%)
合計	505人	414人	△91人(△18.0%)

注1) カッコ内は、対前年度比(%)

注2) 複数回答も含まれているため、合計の件数は虐待と判断された件数と一致しない。

(4) 家族形態

前年度同様、「未婚の子と同居」の件数が最も多く、構成比では「単身世帯」「配偶者と離別・死別した子と同居」や「子夫婦と同居」が増加し、全体数は減少している。

区分	単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
R5年度	27件 (7.1%)	69件 (18.1%)	115件 (30.2%)	63件 (16.5%)	62件 (16.3%)	45件 (11.8%)	0件 (-)	381件 (100%)
R4年度	21件 (4.5%)	108件 (22.9%)	163件 (34.6%)	52件 (11.0%)	56件 (11.9%)	69件 (14.6%)	2件 (0.4%)	471件 (100%)

注1) カッコ内は、構成割合(%)

注2) 被虐待者ごとに分類しているため、合計の件数は虐待と判断された件数と一致しない。

(5) 虐待等による死亡事例

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
虐待等による死亡事例件数	1	2	1	1	0

4 今後の対応

(1) 養介護施設従事者等による虐待

- ・県が行う介護サービス事業者への運営指導において、「虐待防止」を徹底するため、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているかを継続して指導していく。
- ・不適切な身体拘束は虐待に該当することから、高齢者権利擁護等推進事業における「身体拘束ゼロ宣言」の施設への呼び掛け、研修やフォーラムの実施等の身体拘束廃止を実現するための取組を継続して実施していく。
- ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護基礎研修について、e-ラーニングを活用して、介護施設職員全体のスキルアップを図っていく。

(2) 養護者による虐待

- ・高齢者虐待発生の背景にある介護家族の孤立化や介護疲れ、被虐待者の半数程度が認知症であることを踏まえ、現在、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや介護家族の会、認知症コールセンター等の相談窓口を県・市町の広報誌等で周知している。今後も、介護者への介護に関する相談の窓口周知・啓発を行っていくことで、虐待の未然防止に努めていく。
- ・高齢者虐待を早期発見し、早期対応できるよう、現在行っている研修等を通じ、市町や地域包括支援センター職員等の相談対応力の強化、向上を図っている。最新の知見や市町の取組状況を踏まえて研修内容を調整し、引き続き市町の体制整備の支援を行っていく。また、弁護士や社会福祉士等の専門職による市町職員向けの相談窓口を引き続き設置し、市町の取組みを支援していく。
- ・地域の認知症の人や家族の見守り機能の強化及び孤立化防止を図るため、現在認知症サポーターがチームとなり地域の認知症の人や家族を支援する取組（チームオレンジ）のメンバー養成など、市町への伴走支援事業を行っている。今後も、全市町での設置に向け、未設置市町への伴走支援を継続していく。

令和5年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果

(静岡県における令和5年度と令和4年度の比較)

調 査 の 概 要

【調査目的】

令和5年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得る。

【調査方法】

全国1,741市町村（特別区を含む。）及び47都道府県を対象に、令和5年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和4年度以前に相談・通報があり、令和5年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

○市町村対象の調査

- 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
- 2 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
- 3 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
- 4 虐待等による死亡事例の状況

○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

- 1 市町村からの報告件数
- 2 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
- 3 1及び2における具体的内容
虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応 等

【用語解説】

①養介護施設従事者等

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

②養介護施設

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

③養介護事業

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

④養護者

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

令和5年度 高齢者虐待防止法に基づく調査結果

1 相談・通報件数及び虐待判断件数

市町への相談・通報件数は、929件（対前年度△77件△7.7%）で前年度から減少した。この内、施設従事者等による虐待に関する相談・通報は55件（対前年度△7件△11.3%）、家族や親族など養護者による虐待に関する相談・通報は874件（対前年度△70件△7.4%）であった。

同様に、相談・通報のあった事例のうち虐待と判断された件数は397件（対前年度△85件△17.6%）と、前年度に比べ減少した。このうち、施設従事者による虐待は18件（対前年度△4件 △18.2%）、養護者による虐待が379件（対前年度△81件 △17.6%）であった。

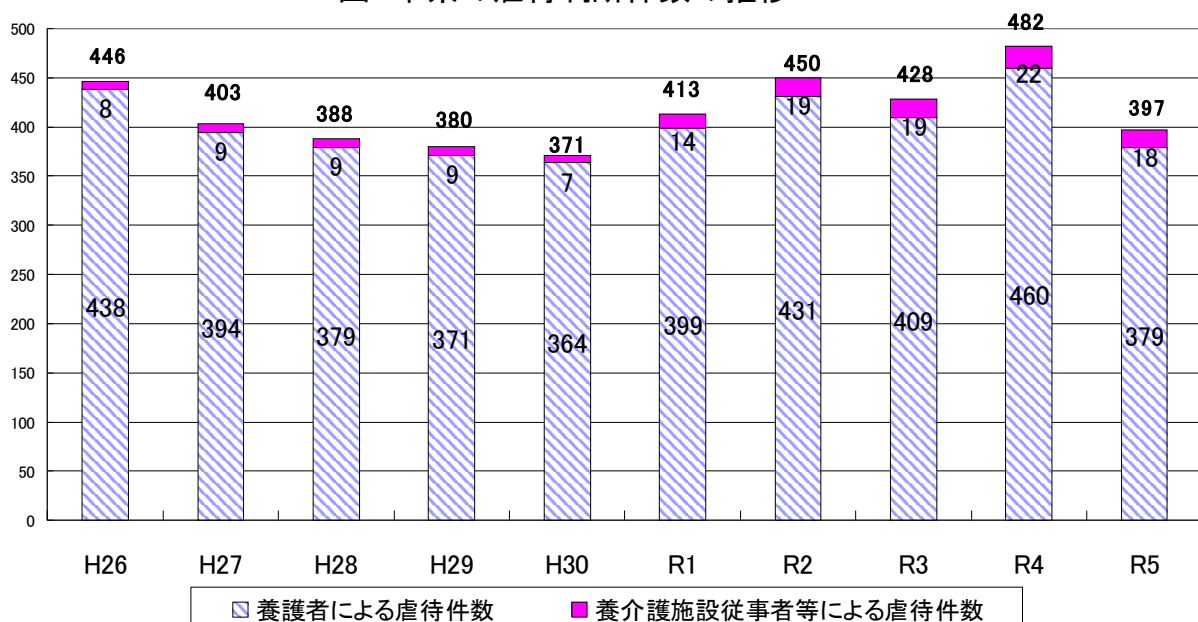
表1 相談・通報件数、虐待判断件数

項目		養介護施設 従事者等によるもの		養護者 によるもの		合 計	
		相談・通報 件数	虐待判断 件数	相談・通報 件数	虐待判断 件数	相談・通報 件数	虐待判断 件数
本 県	R5（件）	55	18	874	379	929	397
	R4（件）	62	22	944	460	1,006	482
	増減(件、%)	△7 (△11.3)	△4 (△18.2)	△70 (△7.4)	△81 (△17.6)	△77 (△7.7)	△85 (△17.6)
全 国	R5（件）	3,441	1,123	40,386	17,100	43,827	18,223
	R4（件）	2,795	856	38,291	16,669	41,086	17,525
	増減(件、%)	646 (23.1)	267 (31.2)	2,095 (5.5)	431 (2.6)	2,741 (6.7)	698 (4.0)

注：施設従事者…介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者。

養護者…高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等。

図 本県の虐待判断件数の推移



2 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

表2 相談・通報件数

R5 (件)	R4 (件)	増減 (件、%)
55	62	△7 (△11.3)

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

項目		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者 (医師を含む)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名を含む)	合計
R5	人数 (人)	1	9	16	2	13	1	0	0	2	2	0	8	8	62
	構成割合 (%)	1.6	14.5	25.8	3.2	21.0	1.6	—	—	3.2	3.2	—	12.9	12.9	100.0
R4	人数 (人)	0	6	22	4	5	1	3	0	4	2	0	7	11	65
	構成割合 (%)	—	9.2	33.8	6.2	7.7	1.5	4.6	—	6.2	3.1	—	10.8	16.9	100.0

養介護施設従事者等による虐待に関する相談・通報者は、「当該施設職員」が25.8%で最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」が21.0%、「家族・親族」が14.5%であった。

前年度に比べ、特に「施設・事業所の管理者」、「家族・親族」からの相談・通報が増加した。

3 養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例について

養介護施設従事者による虐待が 18 件認められた。

表4 虐待があった施設・事業所のサービス種別

項目		特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	住宅型有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
R5	件数(件)	5	1	0	2	2	0	1	0	1	2	1	3	0	0	18
	構成割合(%)	27.8	5.6	—	11.1	11.1	—	5.6	—	5.6	11.1	5.6	16.7	—	—	100.0
R4	件数(件)	6	3	0	3	3	2	0	1	0	2	2	0	0	0	22
	構成割合(%)	27.3	13.6	—	13.6	13.6	9.1	—	4.5	—	9.1	9.1	—	—	—	100.0

表5 虐待の種別・類型

項目		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R5	人数(人)	22	2	9	0	0	33
	構成割合(%)	91.7	8.3	37.5	—	—	—
R4	人数(人)	15	4	8	2	0	29
	構成割合(%)	57.7	15.4	30.8	7.7	—	—

注：1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数と一致しない。なお、構成割合は、被虐待高齢者の実人数24人(表6)に対するもの。

表6 被虐待高齢者の性別

項目		男	女	不明	合計
R5	人数(人)	8	16	0	24
	構成割合(%)	33.3	66.7	—	100.0
R4	人数(人)	5	21	0	26
	構成割合(%)	19.2	80.8	—	100.0

表7 被虐待高齢者の年齢

項目		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	65歳未満 障害者・不明	合計
R5	人数 (人)	1	2	7	8	2	0	2	1	1	24
	構成割合 (%)	4.2	8.3	29.2	33.3	8.3	—	8.3	4.2	4.2	100.0
R4	人数 (人)	2	1	2	5	9	2	3	0	2	26
	構成割合 (%)	7.7	3.8	7.7	19.2	34.6	7.7	11.5	—	7.7	100.0

表8 被虐待高齢者の要介護状態区分

項目		自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計	要介護3 以上(再掲)
R5	人数 (人)	0	0	0	3	7	5	5	4	0	24	(14)
	構成割合 (%)	—	—	—	12.5	29.2	20.8	20.8	16.7	—	100.0	(58.3)
R4	人数 (人)	2	1	0	2	2	7	9	1	2	26	(17)
	構成割合 (%)	7.7	3.8	—	7.7	7.7	26.9	34.6	3.8	7.7	100.0	(65.4)

表9 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

		介護職員	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他	不明	合計
R5	人数 (人)	28	0	0	0	0	0	7	35
	構成割合 (%)	80.0	—	—	—	—	—	20.0	100.0
R4	人数 (人)	20	0	1	1	0	0	0	22
	構成割合 (%)	90.9	—	4.5	4.5	—	—	—	100.0

表１０ 虐待の事実が認められた事例への対応状況

対 応	対応内容	R5 (件)	R4 (件)
市町による指導等（介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使以外の対応）	施設等に対する指導	18	20
	改善計画提出依頼	14	18
	虐待を行った施設従事者への注意・指導	11	14
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使（県又は市町）	報告徴収、質問、立入検査	1	4
	改善勧告	0	2
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の効力の全部又は一部停止	0	0
	指定取消	0	0
	その他	1	2
当該施設等における改善措置（複数回答）	施設等から改善計画の提出	12	17
	勧告・命令等への対応	0	2
	その他	2	1

4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

表 1 1 相談・通報件数

R 5 (件)	R 4 (件)	増減(件、%)
874	944	△70 (△7.4)

表 1 2 相談・通報者（複数回答）

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明 (匿名を含む)	合計
R5	人数 (人)	331	75	47	29	15	51	74	18	48	169	124	0	981
	構成割合 (%)	33.7	7.6	4.8	3.0	1.5	5.2	7.5	1.8	4.9	17.2	12.6	—	100.0
R4	人数 (人)	356	116	45	19	24	53	81	14	60	200	127	0	1,095
	構成割合 (%)	32.5	10.6	4.1	1.7	2.2	4.8	7.4	1.3	5.5	18.3	11.6	—	100.0

注：1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数（表 1 1）と一致しない。

相談・通報人数は人で、相談・通報者については「介護支援専門員」が前年度同様最も多く 331 人であり、高齢者虐待の早期発見に協力することが介護支援専門員に浸透していることが伺える。

本年度は「介護支援専門員」に次いで、「警察」（169 人）、「その他」（124 人）、「介護保険事業所職員」（75 人）となっている。「警察」からの相談・通報が多く、地域での警察と市町等の連携が進んでいる。「介護保険事業所職員」からの通報も増加しており、介護保険事業所職員の意識の向上等により、通報が増加したと考えられる。「その他」の相談・通報者は、ほぼ地域包括支援センターからであり、地域で虐待が疑わしい際に相談・通報する体制が整ってきていると考えられる。

表 1 3 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護・世話の放棄、放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R5	人数（人）	252	94	116	0	54	516
	構成割合（%）	66.1	24.7	30.4	—	14.2	—
R4	人数（人）	296	132	164	0	67	659
	構成割合（%）	62.8	28.0	34.8	—	14.2	—
増減（件、%）		△44 (△14.9)	△38 (△28.8)	△48 (△29.3)	0 (—)	△13 (△19.4)	△143 (△21.7)

注：1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数と一致しない。なお、構成割合は、被虐待高齢者の実人数 381 人（表 1 4）に対するもの。

「身体的虐待」が 66.1%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 30.4%、「介護・世話の放棄、放任」が 24.7%、「経済的虐待」が 14.2%であった。

虐待判断事例 1 名当たりの虐待種別・類型の平均件数は、令和 4 年度の 1.40 に対し、令和 5 年度も 1.35 と同等程度で、依然として一人の高齢者に対して、複数の種別の虐待が行われている「複合型」の虐待が多い。

表 1 4 被虐待高齢者の性別

		男	女	不明	合 計
R5	人数（人）	90	291	0	381
	構成割合（%）	23.6	76.4	—	100.0
R4	人数（人）	103	368	0	471
	構成割合（%）	21.9	78.1	—	100.0

表 1 5 被虐待高齢者の年齢

		65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
R5	人数（人）	19	39	75	104	79	65	0	381
	構成割合（%）	5.0	10.2	19.7	27.3	20.7	17.1	—	100.0
R4	人数（人）	29	57	86	121	107	71	0	471
	構成割合（%）	6.2	12.1	18.3	25.7	22.7	15.1	—	100.0

表 16 被虐待高齢者の介護保険の申請状況

		未申請	申請中	認定済み	認定非該当 (自立)	不明	合計
R5	人数 (人)	46	14	302	18	1	381
	構成割合 (%)	12.1	3.7	79.3	4.7	0.3	100.0
R4	人数 (人)	82	18	356	15	0	471
	構成割合 (%)	17.4	3.8	75.6	3.2	—	100.0

表 17 被虐待高齢者の内、要介護認定者の要介護度

項目		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	不明	合計	要介護 3 以上 (再掲)
R5	人数 (人)	14	22	89	63	55	39	20	0	302	(114)
	構成割合 (%)	4.6	7.3	29.5	20.9	18.2	12.9	6.6	—	100.0	(37.7)
R4	人数 (人)	16	22	99	77	68	42	32	0	356	(142)
	構成割合 (%)	4.5	6.2	27.8	21.6	19.1	11.8	9.0	—	100.0	(39.9)

表 18 被虐待高齢者の内、要介護認定者の認知症日常生活自立度

		自立 又は 認知症 なし	自立度Ⅰ	自立度Ⅱ	自立度Ⅲ	自立度Ⅳ	自立度Ⅴ	認知症 あるが 自立度 不明	認知症 の有無 が不明	合計	自立度Ⅱ 以上 (再掲)
R5	人数 (人)	7	52	136	78	17	5	5	2	302	(241)
	構成割合 (%)	2.3	17.2	45.0	25.8	5.6	1.7	1.7	0.7	100.0	(79.8)
R4	人数 (人)	13	62	142	90	25	5	17	2	356	(279)
	構成割合 (%)	3.7	17.4	39.9	25.3	7.0	1.4	4.8	0.6	100.0	(78.4)

※認知症はあるが自立度不明には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

要介護認定者中の認知症者（自立度Ⅱ以上）… 241 人／302 人 = 79.8%

被虐待高齢者中の認知症者（自立度Ⅱ以上）… 241 人／381 人 = 63.3%

表１９ 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
R5	人数 (人)	180	153	39	9	0	381
	構成割合 (%)	47.2	40.2	10.2	2.4	—	100.0
R4	人数 (人)	262	153	45	11	0	471
	構成割合 (%)	55.6	32.5	9.6	2.3	—	100.0

表２０ 家族形態

		単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
R5	人数 (人)	27	69	115	63	62	45	0	381
	構成割合 (%)	7.1	18.1	30.2	16.5	16.3	11.8	—	100.0
R4	人数 (人)	21	108	163	52	56	69	2	471
	構成割合 (%)	4.5	22.9	34.6	11.0	11.9	14.6	0.4	100.0

注：「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

表２１ 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

		夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
R5	人数 (人)	77	31	182	77	16	3	9	9	10	0	414
	構成割合 (%)	18.6	7.5	44.0	18.6	3.9	0.7	2.2	2.2	2.4	—	100.0
R4	人数 (人)	107	30	215	88	20	5	8	15	17	0	505
	構成割合 (%)	21.2	5.9	42.6	17.4	4.0	1.0	1.6	3.0	3.4	—	100.0
増減 (人、%)		△30 (△28.0)	1 (3.3)	△33 (△15.3)	△11 (△12.5)	△4 (△20.0)	△2 (△40.0)	1 (12.5)	△6 (△40.0)	△7 (△41.2)	0 (—)	△91 (△18.0)

虐待者の人数は、被虐待高齢者ごとにカウントした延べ数。

例年と同じく「息子」が最も多く、次いで「夫」、「娘」が同数で続く。

表 2 2 虐待への対応策としての分離の有無

対応事例	R5		R4	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	137	26.9	143	24.6
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	224	43.9	285	49.1
対応について検討、調整中の事例	13	2.5	13	2.2
虐待時点で既に分離状態の事例 (別居、入院、入所等)	76	14.9	77	13.3
その他	60	11.8	63	10.8
合 計	510	100.0	581	100.0

注：本調査の対象となったすべての虐待判断事例における被虐待高齢者について集計

表 2 3 分離を行った事例の対応 (最初に行った対応)

対応事例	R5		R4	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	62	45.3	67	46.9
うち面会の制限を行った事例	(8)	(5.8)	(13)	(9.1)
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	20	14.6	21	14.7
うち面会の制限を行った事例	(10)	(7.3)	(15)	(10.5)
緊急一時保護	13	9.5	15	10.5
うち面会の制限を行った事例	(10)	(7.3)	(8)	(5.6)
医療機関への一時入院	21	15.3	24	16.8
うち面会の制限を行った事例	(5)	(3.6)	(7)	(5.0)
上記以外の住まい・施設等の利用	13	9.5	5	3.5
うち面会の制限を行った事例	(4)	(2.9)	(3)	(2.1)
虐待者を高齢者から分離 (転居等)	3	2.2	5	3.5
うち面会の制限を行った事例	(1)	(0.7)	(2)	(1.4)
その他	5	3.6	6	4.2
うち面会の制限を行った事例	—	—	(2)	(1.4)
合 計	137	100.0	143	100.0

注：割合は、分離を行った事例における被虐待高齢者 137 人 (表 2 2) に対するもの。

表 2 4 分離していない事例の対応の内訳 (複数回答)

対応事例	R5		R4	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	154	68.8	196	68.8
養護者が介護負担軽減のための事業の参加	11	4.9	14	4.9
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	23	10.3	27	9.5
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	105	46.9	98	34.4
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	10	4.5	10	3.5
その他	45	20.1	60	21.1
経過観察 (見守り)	27	12.1	35	12.3
合 計	375	100.0	440	100.0

注：割合は、分離をしていない事例における被虐待高齢者 224 人 (表 2 2) に対するもの。1 つの事例に対し複数の対応をしていることもあるため、事例の合計とは一致しない。

＜参考：本県における権利擁護に関する対応＞

令和5年度中の成年後見制度については、「利用開始済み」が15人（全国765人）、「利用手続き中」が17人（全国736人）であり、これらを合わせた32人（全国1,501人）のうち、市町長申し立ての事例は25人（78.1％）（全国1,080人（72.0％））であった。

表25 虐待等による死亡事例（市町で把握し、国に回答した事例）

	R5年度		R4年度	
	本県（人）	全国（人）	本県（人）	全国（人）
養護者による被養護者の殺人	0	6	0	6
養護者の介護放棄等（ネグレクト）による被養護者の致死	0	5	1	14
養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死	0	1	0	4
心中（養護者、被養護者とも死亡）	0	0	0	0
心中未遂（養護者生存、被養護者死亡）	0	3	0	0
その他	0	8	0	3
不明	0	4	0	5
合計	0	27	1	32